

平成 1 8 年度

島根県歳入歳出決算審査意見書

島根県運用基金運用状況審査意見書

(概 要)

平成 1 9 年 1 1 月 2 1 日

島 根 県 監 査 委 員

歳入歳出決算

1 審査の対象

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 18 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県一般会計、島根県証紙特別会計、島根県市町村振興資金特別会計
島根県農林漁業改善資金特別会計、島根県母子寡婦福祉資金特別会計
島根県中小企業近代化資金特別会計、島根県立中海水中貯木場特別会計
島根県臨港地域整備特別会計、島根県流域下水道特別会計
島根県営住宅特別会計、島根県公債管理特別会計

2 決算計数の確認

平成 18 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書等は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

3 決算の概要

平成 18 年度の決算の状況は次のとおりである。

一般会計の歳入決算額は 5,339 億 9,099 万 9,966 円で、歳出決算額は 5,276 億 1,123 万 1,630 円であり、歳入歳出の差引額は 63 億 7,976 万 8,336 円であった。

さらに、これから翌年度へ繰り越すべき財源の 35 億 413 万円を差し引いた実質収支額は 28 億 7,563 万 8,336 円の黒字であった。

特別会計は 10 の会計があるが、各会計を単純に合算した歳入決算額は 1,307 億 6,686 万 9,993 円で、歳出決算額は 1,212 億 6,615 万 2,073 円であり、歳入歳出の差引額は 95 億 71 万 7,920 円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源の 5,476 万 300 円を差し引いた実質収支額は 94 億 4,595 万 7,620 円の黒字であった。

決算の概要

(単位：円)

区 分	一般会計	特別会計
歳入決算額	533,990,999,966	130,766,869,993
歳出決算額	527,611,231,630	121,266,152,073
歳入歳出差引額 = -	6,379,768,336	9,500,717,920
翌年度へ繰り越 すべき財源	3,504,130,000	54,760,300
実質収支額 = -	2,875,638,336	9,445,957,620

4 財政の運営状況

平成 18 年度の県全体の財政運営の状況については、一般会計と特別会計（流域下水道特別会計など企業的経営を行うべき 3 つの特別会計を除く。）との会計間の繰入・繰出の重複額を控除して合算した純計額である普通会計でみると、次のとおりである。

（１）収支の状況

歳入総額は、5,403 億 2,109 万円余と前年度に対し 3.9 % の減、歳出総額は 5,258 億 6,445 万円余で前年度に対し 4.3 % の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、144 億 5,663 万円余であり、翌年度繰越財源の 96 億 8,715 万円余を差し引いた実質収支は、47 億 6,948 万円余の黒字であった。

収支の状況

（単位：千円・％）

区 分	平成 18 年度 (A)	平成 17 年度 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳入総額	540,321,092	562,441,520	22,120,428	3.9
歳出総額	525,864,453	549,775,942	23,911,489	4.3
形式収支 = -	14,456,639	12,665,578	1,791,061	14.1
翌年度繰越財源額	9,687,151	10,354,432	667,281	6.4
実質収支 = -	4,769,488	2,311,146	2,458,342	106.4
単年度収支 = - H17	2,458,342	313,677	2,144,665	683.7
財政調整基金積立額	920	928	8	0.9
公債費繰上償還額	1,799,172	7,480,000	5,680,828	75.9
財政調整基金取崩額	920	928	8	0.9
実質単年度収支 = + + -	4,257,514	7,793,677	3,536,163	45.4

(2) 財政分析指標等の状況

決算の状況を分析してみると次のとおりである。

財政分析指標等の状況

指 標	単位	島 根 県				全 国 平 均	
		H 18	順位	H 17	順位	H 18	H 17
財政力指数	-	0.22688	47	0.21059	47	0.46365	0.42778
経常収支比率	%	94.1	30	88.6	3	93.4	92.8
公債費負担比率	%	31.4	47	31.0	47	21.4	21.7
起債制限比率	%	16.5	47	16.6	45	12.3	12.4
実質公債費比率	%	18.1	44	17.9	43	14.4	14.5
県民 1 人当たり 地方債現在高	千円	1,397	47	1,417	47	736	731
積立基金現在高	百万円	85,452	11	92,227	10	83,150	82,069

注：(1) 順位は、良好な状況の順である。

(2) 経常収支比率は、臨時財政対策債、減税補てん債を含む。

(3) 県民 1 人当たり地方債現在高は、平成 1 7 年国調人口による。

(4) 積立基金現在高は、減債基金のうち満期一括勘定分を含まないものである。

5 審査意見

1 総括意見

平成18年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、決算書、同付属書、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、予算の執行、会計及び財産に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認めた。

2 付帯意見

平成18年度の決算について、次のとおり意見を述べる。

(1) 財政運営について

平成18年度決算審査を行った結果、歳入総額は5,403億円余で前年度に対し3.9%減少し、歳出総額は5,258億円余で前年度に対し4.3%減少しており、歳入・歳出規模は、平成14年度以降5年連続で減少している。

経常収支比率は、対前年度比で5.5ポイント増の94.1%に達し、過去15年間で最悪の水準となっている。また、実質公債費比率は18.1%となっており、国の地方債発行許可基準の18%を超えた。

県財政は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する財政構造にあり、平成16年度には、国の地方財政対策を受けた地方交付税の大幅な削減によって、構造的収支不足が450億円程度と見込まれ、そのまま推移すれば、平成18年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が避けられない状況となった。

県では、このような財政危機を克服するため、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、定員削減や給与カットによる職員給与費の削減、公共事業費の削減、事務事業の見直しによる歳出の削減などの財政改革に取り組み、平成18年度末で309億円の収支改善が図られたところである。

しかしながら、「骨太の方針2006」など国・地方を通じた歳出・歳入一体改革による地方交付税の更なる削減などにより、本県では今後も200億円台後半の収支不足が見込まれ、一段と厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような危機的な財政状況に対処するため、本年10月には「財政健全化基本方針」を策定し、平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間として抜本的な改革を実行し、毎年度発生する200億円台後半の収支不足を平成23年度には50億円程度に縮小するとともに、おおむね10年後において130億円程度の基金を確保しつつ収支均衡を目指すこととされている。

ついては、これからの財政改革は、これまでよりなお一層困難なものと予想されるが、財政健全化は本県が将来にわたり持続的に発展していくための大前提であり、このたびの「財政健全化基本方針」に定める改革に総力を挙げて取り組まれない。

また、改革を進めるにあたっては、県民に危機的な財政状況や財政健全化への道筋をわかりやすく説明するなど、その影響を大きく受けることとなる県民の理解を得ながら取り組まれない。

なお、現行の地方公共団体の再建法制を抜本的に見直した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本年6月に成立したところであり、この法律に基づく財政指標の整備とその開示等に適切に対応されたい。また、地方公共団体におけ

る複式簿記の考え方を導入した公会計の整備が要請され、その一環として貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類の作成が求められており、十分研究のうえ早期作成に努められたい。

(2) 会計及び財産に関する事務について

収入未済額の縮減について

平成18年度の収入未済額は、現年度分10億9,043万円余、過年度分27億416万円余、総額37億9,460万円余で、前年度に比べ5億7,365万円余（17.8%）増加している。

収入未済の主なものは、次のとおりであるが、厳しい財政状況の中、収入の確保は喫緊の課題であり、滞納理由等を調査のうえ、債権管理マニュアル等により、実態に応じた適切な収納対策を講じて、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

また、納期限内に納付されなかったものについては、納期限経過後の初期段階で督促等の適切な対応を行い、新たな収入未済の防止に努められたい。

ア 県税

県税については、加算金を含め総額で11億8,963万円余の収入未済額があり、その額は前年度に比べ3,767万円余増加している。

これは、法人事業税の1企業による多額の修正申告に伴う収入未済分や軽油引取税の徴収猶予措置に伴う未納分という特殊要因によるものであり、主要な税である個人県民税や自動車税については、収入未済額が縮減し、全体の徴収率も97.9%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。

県税は自主財源の根幹をなすものであり、税収を確保することは極めて重要であるので、今後とも滞納状況等の的確な把握に努め、催告、差押、公売等実態に応じた徴収対策の実施や、今後予定されている電子収納、コンビニでの納付等多様化した納税方法の活用を進め、収入未済額の縮減に努められたい。

県税の状況

(単位：千円・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	増減()額	増減率
調 定 額	59,387,026	61,348,775	62,597,507	1,248,732	2.0
収 入 済 額	57,965,811	60,024,415	61,302,292	1,277,877	2.1
個人県民税	9,382,185	9,555,939	10,325,615	769,676	8.1
法人事業税	14,309,496	16,393,178	16,947,744	554,566	3.4
自 動 車 税	9,151,420	9,394,146	9,212,744	181,402	1.9
そ の 他	25,122,710	24,681,152	24,816,189	135,037	0.5
不納欠損額	136,268	172,402	105,584	66,818	38.8
収入未済額	1,284,947	1,151,958	1,189,631	37,673	3.3
個人県民税	523,183	485,512	440,145	45,367	9.3
法人事業税	175,779	118,017	174,015	55,998	47.4
自 動 車 税	349,402	339,687	294,307	45,380	13.4
そ の 他	236,583	208,742	281,164	72,422	34.7
徴 収 率	97.6	97.8	97.9	-	-

注：(1) 調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額には加算金を含む。

(2) 増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

イ 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金については、21億8,540万円余の収入未済額があり前年度に対し34.0%増加している。

なお、この中には平成17年度に発生した特定小売業店舗共同化資金貸付金に係る大型商業施設の民事再生申立等に伴う収入未済額11億6,219万円余及び平成18年度に発生した共同店舗の破産申し立て等に伴う収入未済額6億1,843万円余が含まれており、これらを除く収入未済額は、4億477万円余で、前年度に比べ3,009万円余 (6.9%) 減少している。

今後とも、債権管理に万全を期し、適切に債権の回収を図るとともに、新たな貸付に当たっては適切に審査のうえ、貸付後のきめ細かな診断・助言の実施など事後指導を徹底し、延滞の未然防止に努められたい。

中小企業近代化資金貸付金の状況

(単位：千円・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	増減()額	増減率
貸付金	140	133	174	41	30.8
元利収入	3,918,922	5,417,478	5,199,181	218,297	4.0
収入済額	2,452,385	3,786,657	3,013,775	772,882	20.4
不納欠損額	934,276	0	0	0	-
収入未済額	532,261	1,630,821	2,185,406	554,585	34.0
現年度分	1,600	1,195,947	618,437	577,510	48.3
過年度分	530,661	434,874	1,566,969	1,132,095	260.3
徴収率	62.6	69.9	58.0	-	-

注：(1) 16年度の不納欠損額は、株式会社産業再生機構への債権の売却に伴う損失分である。

(2) 16年度の不納欠損額を除いた場合の徴収率は、82.2%である。

(3) 17年度の民事再生申立等に伴う延滞分を除くと、17年度の徴収率は89.5%である。

(4) 17年度の民事再生申立等に伴う延滞分及び18年度の破産申し立て等に伴う延滞分を除くと、18年度の徴収率は、87.3%である。

(5) 増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

ウ 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金については、1億7,579万円余の収入未済額があり、前年度に対し4.7%増加しており、徴収率は51.6%であり年々低下している。

については、償還業務を平成17年度の組織改正により本庁、西部福祉事務所に集約されたことが、債権回収低下の一因とも考えられることから、適切に債権が確保されるよう体制を検討されたい。

また、滞納者の生活状況等を早期に把握し、償還方法を変更するなど、滞納者に応じたきめ細かな償還指導により収入未済額の縮減に努められたい。

母子・寡婦福祉資金貸付金の状況

(単位：千円・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	増減()額	増減率
貸付金	43,694	44,188	43,481	707	1.6
元利収入	367,594	364,497	362,939	1,558	0.4
収入済額	200,469	194,983	187,144	7,839	4.0
不納欠損額	904	1,554	0	1,554	100
収入未済額	166,221	167,960	175,794	7,834	4.7
現年度分	19,714	21,364	24,471	3,107	14.5
過年度分	146,507	146,596	151,323	4,727	3.2
徴収率	54.5	53.5	51.6	-	-

注：増減額及び増減率は、18年度の対前年度比である。

会計事務の適正な執行について

定期監査において、支出負担行為を整理する時期が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの、予定価格の積算根拠が不明確なもの、履行の検査が適当でないものなど、基本的な会計事務について不適切な執行が見受けられた。

これは、会計関係諸規定の理解不足やチェックが不十分であることに起因しているものと考えられる。

については、職員の自己啓発はもとより、研修を含む会計事務の指導充実、単語検索機能を備えた使いやすい会計事務処理マニュアルのシステム開発など、厳正な会計事務の執行の確保に向けた環境整備に努められたい。

歳入の早期確保について

平成18年度の資金収支については、国から地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については基金の運用により対応されている。

しかしながら、このような資金収支の状況にもかかわらず、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延など、歳入の早期確保へ向けた取組が不十分な状況である。

これは、県が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、資金収支に対する職員の認識不足に起因するものと考えられる。

については、出納局及び各部（局）において、職員に対し資金収支の現状について周知するとともに、歳入の早期確保について意識改革を図られたい。

普通財産の有効活用について

平成16年度の行政監査において、普通財産の有効活用を図るため、売却、譲与等の処分等について、集中的に取り組むよう要請したところである。

平成18年度に、管財課に県有財産活用推進スタッフを配置し、財産の有効活用に向けた体制を強化することなどにより、次表のとおり普通財産1,223千㎡のうち215千㎡について売却、譲与を行うなど処分に努力されたが、依然として多くのものが残っている。

については、引き続き各財産ごとにその有効活用について検討し、売却することが適当な財産については、一般競争入札の一元的な実施や導入予定のインターネット公売など、処分に向けた取組を積極的に行われたい。

普通財産の処分等の状況

(単位：千㎡)

区 分		土 地			建 物		
		16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
年度当初面積		1,474	1,279	1,223	44	56	61
年度中処分面積		322	148	215	18	11	30
内 訳	売 払	18	21	63	8	6	10
	交 換	1	0	69	0	0	1
	譲 与	20	119	59	0	2	14
	分 類 替	283	8	24	0	0	1
	解体撤去	-	-	-	10	3	4

注：(1) この表に掲げる普通財産には、職員宿舍を含まない。

(2) 年度当初面積は、行政財産の用途廃止等による増加分を含む。

(3) 年度中処分面積は、県の組織の中で所管換・所属替されたものを除く。

(4) 分類替は、普通財産から行政財産へ分類替されたものである。

平成 1 8 年 度

島根県運用基金運用状況審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された平成 18 年度における島根県土地開発基金、島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金及び島根県美術品等取得基金に係る運用状況について審査を行った。

第 2 審査の結果と意見

平成 18 年度における各基金の運用状況は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であり、それぞれの設置目的に沿って、おおむね適正に運用されているものと認められた。

なお、運用状況に対する意見は次のとおりである。

1 島根県土地開発基金

平成 18 年度の運用状況をみると、土地の取得については、県立石見高等技術校(仮称)整備用地の 1 件、4 億 5,768 万円余であり、また、土地の一般会計への引渡しについては、県立男女共同参画センター駐車場用地の 1 件、2,500 万円であった。

今後とも、土地取得需要の的確な把握に努め、効果的な運用を図られたい。

(単位：円・㎡)

区 分		平成 17 年度末 現 在 高	平成 18 年度中増減高		平成 18 年度末 現 在 高
			増 加	減 少	
基金総額		7,541,211,186	499,525,752	482,689,848	7,558,047,090
内 訳	現 金	6,481,342,895	41,835,904	457,689,848	6,065,488,951
	土 地	1,059,868,291	457,689,848	25,000,000	1,492,558,139
	(面積)	(4,880.59)	(18,988.90)	(319.37)	(23,550.12)

2 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金

平成 18 年度の運用状況をみると、新規貸付の実績はなかった。

新規貸付については、平成 10 年度以降 9 年間も実績がない状況が続いている。

新規貸付のない主な要因としては、他の資金に比べ貸付要件が厳しいことが考えられるので、本県の実情に合うよう、貸付要件の緩和等について国に対して強力に働きかけられたい。

(単位：円)

区 分		平成 17 年度末 現 在 高	平成 18 年度中増減高		平成 18 年度末 現 在 高
			増 加	減 少	
基金総額		443,101,086	855,913	0	443,956,999
内 訳	現金	443,101,086	855,913	0	443,956,999
	債権 (貸付金)	0	0	0	0

3 島根県美術品等取得基金

平成 18 年度の運用状況をみると、美術品等の取得金額は 4,381 万円余であり、前年度に比べ 2,398 万円余の減となっているが、基金の現金残高は 3,098 万円余となり、美術品等の取得が極めて困難な状況となっている。

美術品等の取得に当たって一層の厳選に努めるとともに、基金の今後のあり方について検討されたい。

(単位：円)

区 分		平成 17 年度末 現 在 高	平成 18 年度中増減高		平成 18 年度末 現 在 高
			増 加	減 少	
基金総額		1,000,000,000	43,811,000	43,811,000	1,000,000,000
内 訳	現金	74,791,955	0	43,811,000	30,980,955
	物 品	925,208,045	43,811,000	0	969,019,045

4 島根県美術品等取得基金（教育分）

平成 18 年度の運用状況をみると、美術品等の取得金額は 6,150 万円余であり、前年度に比べ 3,728 万円余の増となっている。

美術品等の適時、適切な取得に向け、引き続き基金の効果的な活用にも努められたい。

(単位：円)

区 分		平成 17 年度末 現 在 高	平成 18 年度中増減高		平成 18 年度末 現 在 高
			増 加	減 少	
基金総額		1,000,000,000	61,501,486	61,501,486	1,000,000,000
内 訳	現金	878,474,844	0	61,501,486	816,973,358
	物 品	121,525,156	61,501,486	0	183,026,642